

# ワンストップ特例制度の申請方法

## 【ワンストップ特例制度とは】

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄付金控除を受けられる制度です。

「ワンストップ特例制度」を利用するには、まず下記の適応条件を満たす必要があります。条件を満たさない場合は、確定申告を行ってください。

## 【ワンストップ特例制度適応条件】

①勤務先で年末調整される給与所得者等で、確定申告を必要としないと見込まれる方

年収2000万円を超える所得者や医療費控除等のために確定申告が必要な場合は確定申告で寄付金控除を申請してください。

②ふるさと納税をされる自治体数が5カ所以下と見込まれる方

1カ所の自治体に複数回寄附しても、1カウントになります。

## 【ワンストップ特例申請書について】

1. 裏面の記入例を参考に、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に記入してください。

2. 下表の必要書類を手元に用意する。

2016年のマイナンバー導入に伴い、なりすまし防止のために「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」のコピーを申請書と一緒に郵送することが必須になりました。ご自身のマイナンバー受け取り状況に合わせて、以下の表の書類を手元に用意してください。

	「個人番号カード」を持っている人	「通知カード」を持っている人	「個人番号カード」「通知カード」のどちらも無い人
A：個人番号確認の書類	個人番号カードの裏のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された住民票のコピー
B：本人確認の書類	個人番号カードの表のコピー	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーしてください。	・運転経歴証明証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・特別永住者証明書

3. 「ワンストップ特例申請書」、「個人番号確認の書類」、「本人確認の書類」と一緒にご郵送ください。